



志摩市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則及び志摩市
会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布
する。

令和 8 年 8 月 19 日

志摩市長

橋爪政五

志摩市規則第 35 号

志摩市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則及び志
摩市会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

(志摩市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部改
正)

第 1 条 志摩市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則(令
和 2 年志摩市規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

学芸員	大学卒	1	17	1	25
-----	-----	---	----	---	----

」を

「

学芸員	大学卒	1	17	1	25
地域交通支援員		1	8	1	8

」に改め

る。

(志摩市会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部改正)

第 2 条 志摩市会計年度任用職員の任用等に関する規則(令和 2 年志摩市規
則第 31 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「日直業務員」の次に「、地域交通支援員」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。